

# SAHソーシャルメディア運用業務委託公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

スポーツアクティベーションひろしま（以下「SAH」という。）では、全国で活躍するトップスポーツチームが多い広島県の強みを活かし、県民の応援環境をさらに充実させることにより、チームへの応援及び日々の共通の話題につなげ、スポーツを「する、みる、ささえる」の拡大につながるという好循環を生み出すことを目的に取り組んでいる。

この取組の一環として、県内のトップスポーツチームと連携し、県民が楽しみながら県内のスポーツチームを知り、興味を持ち、応援につながる環境を整備するため、ソーシャルメディアを活用し、チーム・選手の練習や身体能力など、普段見れないアスリートの魅力を配信することで、ロイヤルカスタマーの増加並びに認知層の拡大につなげ、広島県の強みを強固にする。

本業務では、SAH公式のTikTokとInstagramの運用について、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者へ提案を受けるものとする。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 予算額

4,449,500円(税込み)

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月6日（金）午後3時

### (2) 仕様書に対する質問書等提出期限

令和8年3月16日（月）午後3時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月17日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ① 提案書提出場所

広島県地域政策局スポーツ推進課

#### ② 提案書提出期限

令和8年3月19日（木）午前10時

### (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

#### ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【別記様式4号】

イ 広島県等の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

ウ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

エ 業務実績書

オ 電子データの保存等に関する申出書

#### ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

#### ③ 申請書に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

#### ④ 申請書の提出は、持参、郵便又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準ずるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

### (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに、電子メールにて提出すること。  
《送付先アドレス》chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp  
件名を、「SAHソーシャルメディア運用業務についての質問」とし、送信後、提出先（広島県地域政策局スポーツ推進課）に電話にて着信の確認を行うこと。  
《スポーツ推進課電話番号》082-513-2649（ダイヤルイン）
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
  - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県地域政策局スポーツ推進課に対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和8年3月27日(金)午後5時までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和8年3月30日(月)までに書面により行う。
- (8) 支払条件  
6ヶ月ごとの業務完了分を年2回支払う。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
  - ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

### 4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 評価基準

- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- その他 ( )

**【問い合わせ先】**

広島県地域政策局スポーツ推進課

担当 藤若・林田

電話 082-513-2649 (ダイヤルイン)